

三田市ひとり親家庭応援企業登録届出書

兵庫県 三田市長 宛



所在地	〒 _____
事業者名	
代表者氏名	
担当者氏名	
電話番号	代表電話番号: 直通電話番号:
電子メール	

下記の事項に同意・確認のうえ、「三田市ひとり親家庭応援企業」に登録します。

【同意に関する事項】

- 届出後、三田市が株式会社タイミーに届出情報を共有することに同意します。
- 届出後、ひとり親家庭に配慮した求人(スポットワークによる雇用を含む)募集を行います。
- 三田市及び株式会社タイミーがひとり親の雇用状況等に関する調査・アンケートを実施する際に協力します。
- 三田市が「三田市ひとり親家庭応援企業」の好事例を公表する際、取材等に協力します。

【確認に関する事項】

- ひとり親家庭であることを理由に、マッチング後のキャンセル等不利益な取扱を行った場合ひとり親家庭応援企業の登録が抹消される場合があります。
- 本届出書を提出した場合であっても、タイミーのアカウント登録が確認できない場合は登録事業者として適用されません。
- 三田市内および三田市に隣接する市区町村にある事業所での求人を出すことができる場合に登録事業者として適用されます。
- ひとり親家庭応援企業として認められない場合、ひとり親家庭応援企業としての登録を受けることができません。また、既に登録されている企業であっても、登録が抹消される場合があります。

【備考】

- 登録の完了には、「タイミーの利用状況の情報提供に関する同意(株式会社タイミー)」(右記二次元コード)が必要です。
- ひとり親に配慮した求人の一例
 - ・ 多くのひとり親家庭が働きやすいと感じている時間帯(10:00~16:00の間)の求人。
 - ・ 直前キャンセル等に関する募集要件(『直前キャンセル率〇〇%未満の方』等)を設けない求人。
 - ・ 未経験者歓迎の求人。
- ひとり親家庭応援企業として認められない場合とは
 - ・ 2年以上、ひとり親家庭に配慮した求人募集を行っていない事業者
 - ・ 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処されている者がいる事業者
 - ・ 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)等による手続き中である事業者
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している事業者、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている事業者、その他三田市暴力団排除条例(平成24年三田市条例第9号)第2条第1号に該当する事業者
 - ・ 公租公課を滞納している事業者
 - ・ 地方自治体法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている事業者
 - ・ 本市の指名停止基準による指名停止を受けている事業者
 - ・ その他、市が「三田市ひとり親家庭応援企業」としてふさわしくない事業者と判断した場合



○届け出・問い合わせ先○
〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号 三田市 こども未来部 こども政策課
TEL:079-559-5072(直通) FAX:079-563-3611
Mail:kodomoseisaku@city.sanda.lg.jp